

午前十時開議

○桜井純子委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

○桜井純子委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和七年度補正予算（当委員会所管分）について、理事者の説明をお願いいたします。

○山本教育総務課長 令和七年度補正予算（当委員会所管分）について御説明いたします。

本補正予算は、第一回区議会定例会に御提案し、企画総務常任委員会において審議をお願いしている案件ですが、その中で、教育委員会の所管事項に関わるものについて御説明いたします。

資料の令和七年度補正予算（案）概要を御覧ください。まず、一般会計補正予算（第六次）でございます。

資料右上ページ番号七ページを御覧ください。一般会計部別一覧の表となりますが、表の下から二番目に教育委員会事務局の補正額が千円単位で記載がございます。補正額でございますが、百二億二千七十一万円の増額となりまして、財源内訳として、特定財源は四億五千八百二十四万五千円の減、一般財源は百六億七千八百九十五万五千円の増となります。

なお、当委員会所管分の個別事業の補正内容は八ページ以降に、繰越明許及び債務負担行為の補正内容につきましては二ページ以降にそれぞれ記載のとおりでございます。

一般会計補正予算（第六次）は以上でございます。

続きまして、学校給食費会計補正予算（第二次）でございます。右上ページ番号二〇ページを御覧ください。

当委員会所管分の個別事業の補正内容について、㊧学校給食費会計に記載のとおりです。

学校給食費会計補正予算（第二次）は以上でございます。

報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦区立学校における会計事故の発生について、理事者の説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 区立学校における会計事故の発生について御報告いたします。

1 事故の概要でございます。まず、㊧相手方につきましては七社でございます。

次に、㊨事故内容でございます。区立学校において、購入した物品の代金等の支払いに当たり、事務職員、都費行政系職員でございますが、複数の財務関係書類の請求日等を実際とは異なる日付に改ざんした上で、財務処理を行っておりました。本件について、学校へ予算を分割している教育委員会事務局各担当課が、相手方に対し、正しい請求日等の確認及び請求書等の再徴取を行ったところ、七社を相手方とする九件の物品代金五十七万二千二百二十五円及び二件の施設使用料二十三万一千七百円について、いずれも遅延損害金が発生していることが判明いたしました。

次に、㊩事故発生の経緯でございます。会計課から教育総務課へ、当該校で処理された物品購入の支払いに関し、財務関係書類の各種日付が改ざんされている可能性があるとの懸念が伝えられたため、令和七年十二月三日に教育総務課の職員が当該校を訪問し、関係職員への事情聴取を行うなど事実関係を調査した結果、当該事故が発覚いたしました。その後、教育委員会事務局各担当課が当該校から当該事務職員が処理した財務関係書類を受領し、内容を点検したところ、複数の書類で記載されている日付が改ざんされていることを確認いたしました。

続いて、2 事後の対応でございます。㊪請求日等の確認につきましては、事故発覚後、当該校及び教育委員会事務局各担当課より相手方へ謝罪を行うとともに、改めて請求書等の関係書類を相手方から徴取した上で、正しい日付の確認を行いました。

次に、㊫遅延損害金の支払いにつきましては、区の契約条項に基づき、本来の支払い期日を超過した日から支払い完了までの日数に応じた遅延損害金を支払うこととなっております。

続いて、二ページにお進みください。相手方七社のうち五社からは遅延損害金の受領を辞退する旨の申出及び書面による提出がございましたので、相手方二社に対して、案件ごとに計算した遅延損害金を支払う予定でございます。遅延損害金の合計金額は三百円となっております。

次に、3 事故発生の原因でございます。当該事務職員、校長、副校長への聞き取りから、当該事務職員が支払い期日までに適切な支払い手続を行わず、期日を過ぎた場合には、請求日等を改ざんして処理していたことが判明いたしました。また、校長及び副校長も当該事務職員による書類改ざんを見落としており、財務事務の進捗管理を適切に実施できていなかったことが原因でございました。

次に、4 今後の再発防止でございます。当該校の校長、副校長、事務職員に対し、法令に基づく支払い期限及び請求書等の日付の改ざんの不適切な処理について指導した上で、改善策として、物品発注の段階で副校長が書面を確認するとともに、決裁時の請求書類等の原本及び進捗状況確認のための定例会を設けるなどの再発防止の体制を構築いたしました。

また、区立小中学校の全校長に対し、本会計事故の内容と支出事務の進行状況の管理について周知し、会計事故防止を図るため、事務職員任せにすることなく、支払い状況の把握及び組織的な体制による取組を徹底するよう説明いたします。

さらに、教育委員会事務局としても、全校の事務職員に対し、予算説明会や研修等を通じて適正な支出事務について説明するとともに、各予算分割元課による各学校の予算執行状況の確認及び会計課と連携を図り、学校が行う支出処理の返戻等の情報提供を求め、早いタイミングで学校指導を行う体制を築いてまいります。

最後に、5 教職員への対応でございます。今回の事故につきましては、教育委員会事務局としても重く受け止めております。大変申し訳ございませんでした。当該校の教職員の処分につきましては、事実確認の結果などを踏まえ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○佐藤美樹委員 書類改ざんを見落とすというか、今、学校のこういった物品発注は、物を発注したときに発注内容、金額、日付が入って、納品されたときに納品日、そのときに請求日も確定して入ってくるみたいな、そういうシステムに入れるとかはないんですか。もしくは、今、それが学校モールになっているとか、そういう状況でしょうか。

○山本教育総務課長 現状で申し上げますと、そういった自動的に日付が入るようなシステムはなくて、今後、何か開発してできるのかどうなのかといったことについては、ちょっと検討事項になるかなとは思っています。ただ、学校のほうで学校事務も含めいろいろ

工夫はしております、エクセルで管理をする中で、必ず副校長の確認を事前にするかどうか、そこで納品日はどれぐらいの期日に納品されるのかといった確認はしているというふうには伺っております。

○佐藤美樹委員 事務職員さんのところのだと、学校モール外なのかなというところではありますけれども、多分、書類が改ざんというより、エクセルでもいいので入力をしていただいて、その入力内容と書類が合っているかの突き合わせをすれば、防ぎやすいのかなというところもあります。あと、データになっていたほうが、定例会とかという場を、物理的にその場で、対面でやらなくてもできるのかなというのもあります。

事務職員の方の負担とか副校長の負担の部分は、先日、なかなか減っていないというところが報告でもあったと思いますので、こういったことを防ぐのに、なるべくシステムとかは、エクセルベースとかでもいいので、有効に活用してほしいなと思います。悪意のある過失とかという類いでは、今回の件はないと思いますので、なおさら、あまりこれで過度に負担になるようなプロセスが生まれまいというふうに思います。

○山本教育総務課長 今、委員御指摘の部分も含めて、学校の事務連絡会というのがございまして、学校事務の代表が集まって話をする会などもありまして、その中でもエクセルの有効活用といったところで、自発的にこういった書式であれば事故が防げるというような話合いも進めておりますので、そういった中で徹底していきたいと考えております。

○ひえしま 進委員 再発防止のところ、今後、副校長が書面を確認するということなんですけれども、これまでは副校長は確認していなかったということなんですか。

○山本教育総務課長 副校長は、事前の物品発注のときの確認を怠っていたといえますか、していなかったということになります。

○ひえしま 進委員 それを今後実施していく、副校長が必ず見るということが再発防止という理解でよろしいんですか。

○山本教育総務課長 それも一つの事故防止の策かというふうに考えております。そのほかにも、校長も含めて現物を確認するですとか、あるいは日付をきちんと確認をするといったことも重要かなと考えております。

○ひえしま 進委員 そうすると、今後、校長も見る、副校長も見るということになる、校長からすれば副校長が見ていると思っていた、副校長からすると校長が見ていると思っていたみたいになりかねないんですか。そこら辺は大丈夫ですか。

○山本教育総務課長 双方とも見るというのが双方の責任になっておりますので、二重に

確認をするということが必要になるかなというふうに考えております。

○ひえしま 進委員 その二重チェックというのは、この学校だけじゃなくて全区立学校でやるということではないですか。

○山本教育総務課長 その点につきましては、やるということで周知を図ってまいります。それを徹底させることは本当に重要かなというふうに考えております。

○岡本のぶ子委員 今の御説明の中で、相手方が七社ということで、一番困られているのは七社なんだと思うんです。こうやって改ざんをされて、支払い日が遅れていたのではないかと思いますけれども、ここに遅延損害金のお話はありますけれども、やはり相手方のほうとしては、世田谷区からのそういう物品の支払いが遅れているということに対しての苦情とかは、今まで入ったことはないのでしょうか。

○鈴木学校健康推進課長 今回の事故で七社、支払いが遅れたということでございましたが、いずれの相手方に対しても丁寧に謝罪をしまして、今後、同様のことが生じないよう、適正な事務執行に努めていくことなどを伝え、御承諾はいただいているところでございます。

○岡本のぶ子委員 やはりこういう学校などに納品されている事業者さんの中には、様々、零細な事業者さんもあるかもしれませんし、やはり月々のきちんとした支払いは、公的な役所の仕事であれば、きちんとするということは前提だと思って、皆さん、信用の中でお仕事されていると思います。こういったことは改ざんも問題ですが、改ざんが起った先で迷惑をしている、負担をしている事業者があるということまで思い量った上で今後の再発防止に努めていただきたいと思います。

これは要望です。

○上川あや委員 今の岡本委員からの御質問は、私に勘違いがなければですけども、未払いがあつて、それを改ざんして払っていたということで、謝罪して御理解はいただいているみたいな御答弁だったんですけども、御質問の趣旨は、未払いだったり、遅延があるということの苦情みたいなものが教育委員会のほうに寄せられていなかったのかという御質問だったかなと思ったんですけども、この点、課長はお答えになっていなかったようなんですけれども、いかがなんでしょうか。

○鈴木学校健康推進課長 ちょっと質問の趣旨を取り違えてしまって申し訳ございませんでした。学校健康推進課につきましては、昨年も支払いの遅れの事故などもございましたが、その際には、支払いがされていないというようなお声はいただきました。通常は、そ

のようなお声は受けたことはないです。私の耳には入っていないです。

○上川あや委員 改ざんがあるというのはとても悪質な事故ですけれども、未払いがあるというのも十分問題だと思いますので、改ざんがあつて初めてこういう御報告があるということで、実際には未払いがこれまでもばらばらとあるみたいなことだと大変困るなど思つて伺いました。しっかりとその点も、本当は、発覚したら知りたいなと私は思っているんですけれども、どうなんでしょうか。改ざんがなければ御報告しないというものなんでしょうか。

○山本教育総務課長 改ざんがなければ報告しないということではなく、支払いの遅延があつて、遅延損害金が発生している事案については御報告をするということになってございます。

○上川あや委員 今の御説明だと、今回も本来は遅延で払わなければいけないところ、辞退があつたので払わなかつたと、払わなかつたのが七件中五件ということでした。今の山本課長の御説明だと、遅延の損害金を払った場合には御報告すると、つまり、全員、辞退していただいたら報告をしないでいいということになるんですか。

○山本教育総務課長 すみません、私の説明の仕方が不十分でした。支払いの遅延損害金が発生していれば報告をするということで、辞退をした場合でも、損害金が発生していれば御報告をするという形でさせていただこうと考えております。

○上川あや委員 当然、そうでないとおかしいなと思つたので、そのお話のとおりによろしく願いいたします。

○桜井純子委員長 ㊦世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について、理事者の説明をお願いいたします。

○平原生涯学習課長 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について御説明申し上げます。

このたび、令和八年一月十三日開催の世田谷区文化財保護審議会の答申を受けまして、令和八年二月五日付で新たに計二件の文化財の登録及び指定を行いましたので、御報告いたします。

今回の登録、指定の内容といたしましては、世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）の登録が一件で、勝光院の木造観音菩薩立像でございます。また、世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財（絵画・彫刻）の登録指定が一件で、勝光院の木造虚空蔵菩

薩坐像でございます。今回、登録、指定された文化財は、どちらも桜一丁目の勝光院所有の仏像でございます。

二ページの3にございますとおり、勝光院は中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺で、今回、指定、登録した文化財のほかにも、勝光院書院、勝光院の梵鐘及び吉良氏墓所が区指定文化財に指定されております。

続きまして、文化財の概要につきまして御説明いたします。三ページの資料1を御覧ください。世田谷区登録有形文化財、勝光院の木造観音菩薩立像は、像高四・三センチメートル、江戸時代の作と考えられている仏像です。小像ながら極めて精緻な作りで、江戸時代にまとめられた紀行文などには、吉良氏朝の守り本尊として伝わる一寸余りの観音像の存在が示されておりました、本像がこれに該当すると考えられます。世田谷地域の歴史、また、勝光院の沿革を考える上で貴重な像でありますことから、世田谷区登録有形文化財に登録いたしました。

次に、登録有形文化財かつ指定有形文化財、勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像は、像高四十八・五センチメートル、安土桃山時代の仏像です。やや小さい体軀ながらも、室町時代の余風を残した一種のおおらかさがうかがえます。区内でも数少ない安土桃山時代に作られた像と考えられまして、同時代の技巧から見ても優れております。中世の世田谷領主吉良氏の有力家臣である関加賀守によって勝光院に寄進されたと伝えられておりました、勝光院の沿革のみならず、世田谷の中世史を考える上でも重要な資料であることから、世田谷区登録有形文化財に登録し、かつ、世田谷区指定有形文化財に指定いたしました。

なお、区内の文化財のうち、保存の必要があると認められるものを区登録文化財として文化財登録台帳に登録し、区登録文化財のうち、区にとって重要なものを区指定文化財に指定しております。登録、指定されますと、現状変更などに制約が加わりますが、保存修理事業において区の補助金を活用することができます。今回、登録、指定した二件につきましても、保存修理事業の実施を想定しております。

二ページの4にお戻りください。文化財の登録、指定につきましては、文化財保護審議会への諮問、答申を経まして、教育委員会において決定いたします。これまでの経緯は記載のとおりです。

5の登録、指定に関する周知につきましては、文化財を多くの方に知っていただけますよう、刊行物に紹介記事を掲載するとともに、区のホームページや世田谷デジタルミュージアムといったデジタル媒体も活用してまいります。本仏像は、通常、非公開でございます。

すけれども、保存修理の完了後には特別公開事業を実施できるよう、所有者と調整してまいります。

最後に、6の登録及び指定件数でございますが、登録のみの文化財が十二件、登録かつ指定の文化財が八十四件で、計九十六件となりました。内訳は、四ページの資料2のとおりでございます。

御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦（仮称）いじめ防止等対策推進条例検討の視点について、理事者の説明をお願いします。

○赤司副参事 （仮称）いじめ防止等対策推進条例検討の視点について御説明いたします。

こちらは、子ども・若者施策推進特別委員会との併せ報告となります。

資料一ページを御覧ください。まず、1の主旨でございます。区では、令和九年四月に、（仮称）いじめ防止等対策推進条例を施行することを目指して、新たに条例検討委員会、以下、委員会と言いますが、こちらを設置し、議論を開始することを二月に御報告いたしました。このたび、議論の開始に当たり、条例の議論を深化させるため、これまでのいじめ問題対策専門委員会等での議論や意見交換会を踏まえ、検討の視点をまとめましたので、御報告するものでございます。

続いて、2世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況についてです。

別紙1を御覧ください。㊧いじめの認知件数の推移ですが、令和六年度に小学校、中学校ともに大きく増加しております。これは、世田谷区の認知件数が都や国の割合よりも少なかったことを課題と捉え、令和五年度、六年度に各学校に対して、認知の幅を広げるよう働きかけてきた結果、教員がいじめの定義を正しく理解し、早期発見、早期対応の視点を持ち、対応する体制が整ってきたものと認識しております。

また、㊨学年別の認知件数においては、東京都と比較し、世田谷区は、小学校一年生の認知件数の割合が少なく、中学校一年生の認知件数の割合が多い状況となっており、㊩いじめの態様としましては、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句が小学校で約五割、中学校で約六割を占めている状況となっております。これらの現状を踏まえ、議論を

進めてまいります。

続いて、3 条例の目的や施策等の方向性（検討の視点）についてです。（仮称）いじめ防止等対策推進条例の議論開始に当たり、別紙 2 のとおり、これまでの議論を中心とし、基本的な考え方やいじめの予防、兆候、発生の各段階における検討の視点を整理するとともに、データや最新の知見、児童生徒の声を学校のいじめ防止基本方針に反映するなど、予防から発生までの動き方の方向性についても検討内容を取りまとめました。

それでは、別紙 2 を御覧ください。まず、基本的な考え方です。いじめは人権侵害であるということ、集団生活の中で子どもは加害側にも被害側にもなり、いじめはどこにでも起こり得るものであること、だからこそ、いじめを発生しにくい学校にし、予防と重大化を防ぐこと、特に、兆候段階を逃さず、発生そのものをなくす方向を目指すこと、発生した際は被害を受けた子どもの安心安全を守ることに最善を尽くすこと、傷ついた心のケア、関係修復を主眼に置いた取組を行い、苦しみを取り除くこと、子どもの最善の利益を尊重し、子どもを中心とした解決を図ること、以上の六点を挙げております。

続いて、各段階における視点の方向性です。まず、予防の段階です。ここは発生そのものを抑える基盤づくりに関する部分で、主体ごとの視点を次のように想定しております。

まず、子どもについて、ソーシャルスキルの向上、そして、各学校で作成、改定するいじめ防止基本方針に子どもの声を反映させる参画の仕組みについて示しております。また、自分と他者との違いの理解の促進、これがないといじめの理解は進まないものと考えております。

続いて、保護者について、いじめ発生の前に学校の方針を共有し、協力体制を整えること、また、早い段階での相談、情報提供を促すことを示しております。

教職員について、研修の充実、経験の振り返りと共有、関係修復につながる緊張緩和と修復的アプローチの理解を示し、現場力を底上げします。

学校については、校内の組織的対応の確立、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割の明確化、報告・共有体制の徹底などを挙げております。これは、学校内で誰が何を担うかをはっきりさせ、日頃から備える趣旨です。

教育委員会について、知見に基づき、いじめの起きにくい教室にすること、また、いじめの経年的な変化の確認手法の構築、導入としております。

続いて、地域・関係機関については、次年度から始まる地域運営学校の仕組みの活用、また、せたホッとや児童館、児童相談所、子ども家庭支援センター等との協働、さらに警

察、医療など、専門機関との連携を示しております。

以上の視点からのアプローチにより、いじめが発生しにくい学校づくりにつなげます。

また、ここを丁寧に積み上げることが後段の重大化防止につながると考えております。

続いて、中央の兆候段階です。ささいなトラブルの段階で教職員が関わり関係づくりを進めること、また、休み時間、保健室での健康観察など、日常の場面で行動や関係の変化に気づくことを重視します。この兆候段階での素早い気づきと関わりがいじめの発生や重大化を防ぐ上で効果的であるとと考えております。

続いて、発生後の対応についてです。先ほどの基本的な考え方に基づいて対応していきますが、中には、右側にお示したように、子どもの特性や加害、被害が入れ替わる状況があるなど、多面的な課題を含む事案もございます。誰が悪いかを決めて処罰するのではなく、関係する子ども一人一人の課題を丁寧に把握し、共有しながら解決を図ることが重要と考えております。また、心身への負担や事態の悪化を防ぐため、早期対応と短期間での方向性の提示が必要です。さらに、背景の複雑さや学校と保護者の認識の差によって学校のみでの対応が難しい場合があるため、必要に応じ、第三者機関が客観的に関与できる仕組みについて示しております。

また、重大事態については、調査に入る前に、各調査方式のメリットデメリットを伝え、子どもの思いに沿った対応ができるようにすること、必要に応じて、学習保障を前提とした別室登校等の措置を適切に講ずることができるようにすることについて示しております。このように、発生後は、被害児童生徒の安全安心を最優先に、加害児童生徒に対しても背景に応じた支援を行い、関係の修復を前提に事案に応じた対応を行ってまいります。

以上の予防から発生までの動き方の方向性をまとめたものが下の図になります。今後、これらの視点とともに議会からの御意見を委員会に伝え、議論を深化させてまいります。

お手数ですが、資料の二ページにお戻りください。4 条例検討委員会についてです。

㊦委員構成としましては、記載の方々となります。PTA関係者、民生委員、児童委員、校長等関係者から意見を聞く必要がある場合は、委員会開催時に出席いただき、議論を深めてまいります。

㊧委員会等の開催予定については、三月十一日を第一回として、第六回まで行います。前回御報告させていただきました六月には、子どもから意見を聞く取組を委員会での御議論を踏まえて実施してまいります。

㊨委員会運営については、条例について議論を行うとともに、各データの取扱い、ま

た、いじめ重大事態に対する仕組みやいじめに関する実行策についても議論を行い、委員会としてのまとめを行います。また、会議は、原則公開とし、委員会が必要と認める場合は非公開とすることができるものとしております。

5 今後のスケジュール（予定）としましては、九月の文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会において、条例素案についての御報告、令和九年二月に条例案についての御報告を行い、令和九年四月に条例を施行する予定でございます。

御説明は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**中山みずほ委員** もしかすると、条例検討委員会が出るかもしれないんですけども、やはりいじめにおいては、教室の中とか学校の中における傍観者ということが結構キーであるというのは意外によく聞かれることなんですけど、今の視点の中では傍観者という言葉が全く出てこないんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○**赤司副参事** 傍観者の視点は、委員おっしゃるように大変重要な視点であると我々も考えておまして、今も、各学校において、世田谷区で作成した資料に基づいていじめ防止の授業を行っているんですけども、その中でも傍観者の視点は含まれております。ただ、今行っているそういった傍観者についての取組が、本当に実行策としてふさわしいものかどうか、修正する必要がある、改善が必要な部分があるんじゃないかということも含めて、これからその検討委員会で検討してまいりたいと思っております。

○**中山みずほ委員** 分かりました。ぜひその視点が、本当は単語があったらよかったなと個人的には思いました。

あと、四ページの別紙2の予防のところです。教育委員会の中に、上から四行目、いじめの起きにくい教室というのがあります。これはとても大事な部分だと思うんですけど、例えば、この前、大変流行りました「小学校」という映画を私も四度ぐらい見ましたけれども、あれは大変すばらしいドキュメンタリー、よきにしろ悪きにしろ、日本の今の公教育の重要な視点が描かれているなというふうに思っています。例えば、あの中で一番印象に残っているワンシーンは、見ていない方は分からないと思うので、ざっくり言いますけれども、みんなで合奏の練習をしていて、一人だけ練習をしてこなかった児童がいて、みんながいる中で、どうして皆さんは楽譜を見ないでできるんですかと先生が聞くと、皆さんが声をそろえて練習したからと、いわゆるコール・アンド・レスポンスのように、当たり前のようにあったシーンがありました。

先に申し上げますと、この映画の先生を責める意味で言っているのではなく、この映画と一緒に見た不登校経験の十代のお子さんが真っ先にそのシーンを上げて、これはよくあるシーンだと。世田谷区のお子さんです。このコール・アンド・レスポンスという言い方は、その子が言っていたからそのまま使ったんですけれども、これが結果的に映画の中では特に問題にはならなかったと思うんですが、結構、日常的であるというようなことをおっしゃっていました。

実は、私も学校公開のときにそういうのを見たことがあって、教員の方はあまり悪いと思ってはなく、逆に言うと、教職員のところに書いてある学級経営をうまくやるためにこうやってみんなを味方につけていくということをしているのかもしれない。そういう細かいシーン一つ一つも含めて研修の中で行われるのかどうか。これはあえて一事例を出したので、映画を批判しているわけではないんですけれども、そのあたり、どこまで細かく学級経営に関わっていくのか、伺えますでしょうか。

○赤司副参事 委員おっしゃるように、教員の言動がいじめのきっかけになったり、また、いじめを助長したりというふうになる可能性も十分にあるというふうに考えております。教員の子どもたちとの関わりというところ、学級経営というところも含めて、研修の在り方についても、いじめ行為事態に対してというよりも、それだけではなく、もう少し広い視野で学級経営というところも含めて、研修の中で教員の力を高めていけるように、そういったところも検討委員会の中で議論してまいりたいと思います。

○中山みずほ委員 今はあくまでも細かなシーンを出しましたけれども、先生が当たり前のようにやっていることが、もしかするといじめにつながる可能性があるということ、当然、検討委員の中でも出るとは思いますけれども、ぜひそのあたり、細かいところまでお願いできたらありがたいと思います。

以上です。

○佐藤美樹委員 別紙1でいじめの状況を調査していただいて、小学校六年生、中一のところが東京都の認知件数より世田谷区のほうが上回るという特徴が少し出て、もちろん、小学校一年生のところは逆に区の認知件数のほうが低いというのが特徴ですけれども、この背景に、私も、子どもが小学校六年生のときに、学級崩壊とか学年崩壊的なのは、やっぱりその辺の学年であるなというのも実際に見てきたところもあります。やはり中学受験というところが背景に、子どもたちがストレス下にあるというところが一因になっているんじゃないかということがこの辺から、推測の域ですけれども。

そう考えたときに、予防であったり、兆候段階と考え方のところに書いていただいているものが、世田谷区の小学校の、あるいは中学校の、この辺の特徴を捉えた予防だったり、兆候というところが、今の文字で書かれている部分だと、これまでとあまり変わらないなというところがあります。その辺、一つ、世田谷区の特徴でもある部分でもあるので、せっかく分析のものがあるので、ここはどういうふうに予防とか、そういうところにつながっているのかなというところが知りたいです。

○赤司副参事　こちらの兆候段階につきましては、今現在、我々も、兆候段階はどういったものがこの兆候段階に当たるのかというところを、これから検討委員会の中でも議論を深めていきたいところだと思っておりますけれども、やはり委員おっしゃったように、まずは世田谷区の実態というところをしっかりと把握した上で、世田谷区でのいじめに発展しそうな兆候、サインというものがどういうところにあるのかというものを整理して、教職員がそれを理解することで、それを事前に食い止める、重大化を防ぐような対応ができればというふうに考えております。

○佐藤美樹委員　ちょっと別な言い方をすると、今、この基本的な考え方に書いてある予防の項目ですとか、そういったところでは、これだと拾えないんじゃないかなというのがあってお聞きした次第です。なので、これからの検討委員会の中では、今の実態を捉えて、むしろ、この予防のところとか兆候というところは少し追加がされていくと、あるいは追加だったり、修正だったり、そういったことがされていってほしいなと考えています。要望でいいです。

○秋山学校教育部長　今、委員からお話があったとおり、こちらは委員会のほうには当然提出しますけれども、これから変わっていくものだろうというふうに思っていますので、これでかちっと決めるというものではございません。

また、今、委員のほうから御質疑がありました中学校のところは、確かに世田谷区の特徴だと思いますので、当然、委員の中に、先ほどありましたとおり、中学校の校長先生とかにも場合によって入っていただくことは可能ですので、そういった観点から、ぜひ、いわゆる現場の中学一年生といった部分の様子を御説明していただいて、我々のほうも、ここを、さて、どうすればいいのかといった部分のところも、ぜひ視点の中というところで含めていきたいと考えております。

○おぎのけんじ委員　二ページの今後の委員会の開催予定のところ、六月に子どもから意見を聞く取組みを実施と書いてあるんですけども、ここで言っている子どもというの

がどんなペルソナなのかが気になっていまして、被害を受けた子どもなのか、場合によっては加害者の子どもを呼ぶのかとか、そのあたりがどうなっているのかということ、あと、何人ぐらい想定していて、これはどのようにヒアリングされるつもりなのか、教えてください。

○赤司副参事 今現在の想定としましては、この子どもは全区立小中学生約五万人を想定しております。方法としましては、アンケート調査を行いたいと思っております。毎年六月に、いじめ防止月間ということで重点的に取り組んでいるんですけども、その中で、来年度については、そのアンケートというところで、今現在、二十問程度を想定しておりますけれども、タブレットを使ってアンケートを取る予定としております。

○おぎのけんじ委員 定量的なアンケートもやったほうがいいなと思いますけれども、先ほど中山委員もおっしゃられていたように、子どもから話を聞いて、初めて、そういうことは傷つくんだとかということは、私も経験上、結構あって、子どもとしては、多分、聞いてほしいという思いもあるからそうやって話してくることだと思うんです。

だから、百人、二百人呼ぶわけにいかないと思いますけれども、場合によっては、そういう子どもを呼んでちゃんと話を聞く場というのも私は重要だなと思っておりますし、四ページのほうに子どもの意見をよく聴きという記述もありますけれども、これはアンケートをやれば終わりということじゃないと思うので、そのあたりは、一回のアンケートだけで終わるんじゃなくて、ちゃんとその後も定期的に定性的な子どもの声も教育委員会として押さえておくということは、私はやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○赤司副参事 今、委員御指摘の部分も含めまして、この子どもの意見聴取の内容や方法についても、検討委員会のほうでしっかりと議論をして検討してまいりたいと思っております。

○おぎのけんじ委員 最後にしますが、もしやる場合にも子どもに話を聞いて、話をしてくれた子どもたちがどんな気持ちで帰ってもらえるかというところもすごく大事だと思いますから、聞く側の体制というのか、気持ちというところもちゃんと設計をした上でやっていただきたいと要望しておきます。

○岡本のぶ子委員 四ページのところで、予防のところ、あと発生という中で、まず、複雑事案（※）に対するアプローチとあって、いじめの背景に、子どもの特性や、加害・被害が入れ替わる状況があるなど、多面的な課題を含む事案が掲げられております。本当に

近年はSNS上でのいじめ等、見えないところでのいじめもあり、表で見える部分が加害者であった人が、実はSNS上で被害者になっているという場合もあったりとか、様々な複雑なところがあると思うんですけれども、今回の報告の中では、SNSというところに対して特化した予防ですとか、兆候のところがちょっと見えないんですけれども、ここについては、どういうアプローチができるのかということをお考えなのかをお聞きしたいということが一つです。

それから、予防のところ、いじめの起きにくい教室にするということを教育委員会が掲げられておりますが、その同じページの一番下には、教育委員会のところで、いじめの起きにくい学校への転換というふうに、教室と学校、この言葉を変えている意味、違い、そこを教えていただければと思います。

○赤司副参事 一点目のSNS等につきましては、ネットを介したいじめというところも、我々としては大変重要な課題であるというふうに捉えております。今現在も、各学校においては、情報モラルであるとかネットリテラシーというところで指導しているところですが、そういったところが、今現在行っている取組がどこまで効果的なものになっているのかどうかということも検証しながら、場合によってはもう少し踏み込んだ内容、小学生から中学生までの学年の発達段階に応じた、そういった体系的な取組というところも検討する必要があると思っておりますので、それも議論の中で検討してまいりたいと思います。

二点目の教室と学校というところは、申し訳ございません。こちらは、あえて分けた意図ではありませんでしたので、教室も学校も含めてしっかりと対応していきたいと考えております。

○岡本のぶ子委員 私が、四ページの教育委員会のブルーのところの予防を見たときに、いじめの起きにくい教室にするということは、何かしら教育委員会として支援を学校の教室ごとにするのかなというふうに読んでいました。その上で、一番下の起きにくい学校への転換となると、これは学校長の責任の下で何かするというふうに示しているのかなと思ったので、ちょっとここが、教室と学校というものの、教室となると、より具体的にその状態が見えてくるものにもなるので、意味はあまり変わりませんということであれば、やっぱり全て具体的にそれぞれの学校で抱えている課題に向き合えるような、その後に書いてある、予防のところ、いじめの経年的な変化を確認する手法の構築、導入とありますけれども、やはり学校現場で実際、子どもたちと向き合っている先生方、また、その先

生方が知り得ていない、そういう世の中で今起きている経年的ないじめの手法といいますか、状況、そういったものも常にフィードバックしながら、お互いに子どもたちが子どもらしく生きていけるような、安心して過ごせる、学校生活が送れる、そういった環境を整えていくために、ぜひ、この教室、学校というところは意味をそれぞれ持たせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○秋山学校教育部長 それぞれの言葉には、意味は持たせていきたいと思っております。

下のところで、学校といったときに、やはりいじめといった場合に、当然、学校のほうも対応をするということで、あとは、予防の段階だと、特に各学校でこういうことをやればいいんじゃないかというところの発案は来るんですけども、例えば、それが挨拶運動であったりとか、当然、意味はあるんでしょうけれども、多分、もっとほかにやることはあるだろうと。やりやすいこととやることは全然別だろうと思っておりますので、そういった知見を教育委員会のほうとしても全校から集めたりとか、そういう最新の知見を求め、我々のほうも勉強し、その最新の知見を学校というところに戻して行って、それで、その後、学校というところが、こういう考え方があるんだね、じゃ、こういうことをやろうということで、学校自体が変わっていく、それが結果的にいじめが起きにくい教室になっていく、こういうような考え方でいます。そういったところを、教育委員会のほうとしても相当バージョンアップしていかないといけないだろうという思いもあり、下は学校という言葉を書かせていただいています。

そういった意味で、戻りますけれども、委員が最初におっしゃったとおり、教室、それから学校という言葉、それぞれ意味を持たせた形で、それぞれ取り組んでまいりたいと思います。

○桜井純子委員長 ◎その他でございますけれども、ほかに報告事項はあるでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 なければ、以上で報告事項を終わります。

○桜井純子委員長 次に、2 請願の継続審査についてお諮りいたします。

令七・一八号「世田谷区内の小・中学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情」を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○桜井純子委員長 次に、3 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りします。

一 児童生徒の教育環境について

二 生涯学習について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○桜井純子委員長 次に、4 協議事項に入ります。

㊦ 次回委員会の開催についてですが、年間予定である四月二十二日水曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 それでは、次回委員会は四月二十二日水曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○桜井純子委員長 そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 では、特にないようですので、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午前十時五十一分散会
